

苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、二酸化炭素排出削減に取り組む企業が省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、企業のゼロカーボンの推進支援及び本市におけるゼロカーボンシティへの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の物に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助対象設備 地球温暖化の防止に資する未使用の省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備のうち、事業の用にのみ供する設備であつて、別表1に掲げるものをいう。
- (3) 省エネルギー診断 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）22-1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、事業所等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであることをいう。
- (4) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）をいう。

(補助金の種類等)

第4条 本補助金の種類、対象設備・機器、補助金額は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。（千円未満の端数は切り捨て）

- 2 予算の残額が前項の規定により算出した額を下回る場合は、その時点での予算残額を補助金額とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有する中小企業であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の営業に従事していること。
- (4) 事業主又は会社法に規定する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) その他補助対象の事業所等として適さないと認められる事項がないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費の項目、内訳については別表2のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 国・道が助成する事業と重複する事業の経費
- (2) 事業所等の管理費、維持費
- (3) 食糧費、遊興費
- (4) 事業の中止・廃止に伴うキャンセル料、負担金
- (5) その他事業に適さないと認められる経費

2 事業の実施に当たっては、市内に事業所等を有する事業者の活用に努めること。ただし、特定の事業者でなければ実施できない場合等を除く。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書(市税に未納がないことの証明書)又は市税納付状況調査同意書
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) その他市長が必要とする書類等

2 前項の提出に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は申請取消とする。
- (2) 交付申請書の提出後、原則として内容の変更・追加はできない。
- (3) 申請書類の提出後に申請を辞退する場合は、書面による辞退届を提出しなければならない。
- (4) 申請書類の返却はしない。また、申請書類の著作権は申請者に帰属するが、市が選定結果の公表その他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (5) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (6) 申請書類は、個人情報、法人等の情報で非公開となる場合を除き、情報公開の対象とする。

3 補助金の交付決定前に事業に着手をする場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付内示日以降でなければならない。

4 申請者は、本補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

(補助交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは本

補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付が採択されなかった申請については、その旨を申請者に対し通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の目的を変更しようとするときは、苫小牧市ゼロカーボン推進事業変更申請書（様式第2号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の変更を伴わない10パーセント以内の費用の減少を除く。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を申請者に対し通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、事業の全部もしくは一部を中止又は廃止しようとするときは、速やかに苫小牧市ゼロカーボン推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び本補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 前条の規定による中止又は廃止を承認した場合
- (3) 本補助金交付の目的以外の用途に使用した場合
- (4) 事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更により、事業の一部又は全部を継続する必要が無くなった場合

2 市長は前項第1号、第3号もしくは第4号に該当し、補助事業者が既に本補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(事業完了報告書の提出)

第12条 補助事業者は、事業が終了した後、速やかに苫小牧市ゼロカーボン推進事業完了報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等の補助対象経費の支払いを確認できる資料
- (2) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (3) その他市長が必要とする書類等

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき本補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による審査が終了したときは、本補助金を交付するものとする。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、第12条に規定する報告書により提出した資料、帳簿その他関

係書類を整理し、当該書類を事業が完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産を、市長の承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることがある。

(事後調査の実施)

第17条 補助事業者は、第2条の目的の達成状況について、苫小牧市ゼロカーボン推進事業達成状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告については、事業が完了する日の属する年度から2年間行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象機器と本補助金交付額

1 省エネルギー設備

補助対象	省エネルギーに資する設備で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 省エネルギー診断を受診し、技術資格を有する者に設置効果の認められた設備であること。 2 設置する設備・機器における二酸化炭素の排出量が改修前より 20%以上削減される設備であること。ただし、照明設備は 30%以上の削減を必要とする。 3 苫小牧市内に設置され、補助対象経費は事業用のみに供する設備であること。
補助率	補助対象事業費の 2 分の 1 以内
上限	1,000,000 円/社

2 再生可能エネルギー設備

(1) 太陽光発電設備

補助対象	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領「別紙 2 の 2 ア (ア)」に定める交付要件を満たす設備であること。 2 苫小牧市内に設置され、補助対象経費は事業用のみに供する設備であること。
補助率	最大出力に 1 キロワット当たり 7.5 万円を乗じた額 (千円未満の端数は切り捨て)
上限	出力 50 キロワット未満

(2) 蓄電池

補助対象	(1) の付帯設備として設置する設備で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領「別紙2の2ア(イ)」に定める交付要件を満たす設備であること。 2 苫小牧市内に設置され、補助対象経費は事業用のみに供する設備であること。
補助率	蓄電池の価格の2分の1以内(千円未満端数は切り捨て)
上限	家庭用:(20kwh未満) 141,000円/kWhの2分の1 業務用:(20kwh以上) 160,000円/kWhの2分の1 ※いずれも工事費込み・税抜き

別表2 補助対象となる経費

項目	内訳
①工事費	補助対象事業の実施に必要な設備・機器の設置工事等に要する経費
②設備費	補助対象事業の実施に必要な設備・機器の購入等に要する経費
③業務費	補助対象事業の実施に必要な設備・機器に係る調査・設計等に要する経費
④事務費	補助対象事業の実施に必要な事務に要する経費

※いずれも市内事業所にかかる経費に限る